

介護職員初任者研修

学則（通学）

株式会社シニアメディカルサービス

## 学 則

①商号又は名称	株式会社 シニアメディカルサービス
②研修事業の名称	株式会社 シニアメディカルサービス 介護職員初任者研修課程
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ○通学形式 ・通信形式（通信学習実施計画書（別添 2-10）を参照。）
⑤事業者指定番号	207
⑥開講の目的	超高齢社会に必要な介護サービスを提供するため、介護に携わる者携わろうと考えている者へ知識・技術の習得や実践する際の考え方のプロセスを身に付け、質の高い介護職員の育成に医療サービスを提供する事業者として介護職員初任者研修を実施する。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義室・演習室 大阪市都島区片町 1-5-13 大手前センチュリービル 1 階 株式会社 シニアメディカルサービス 演習室・介護実習室、入浴実習室・調理実習室 大阪市都島区片町 1-5-13 大手前センチュリービル 3 階 学校法人 田島学園 近畿社会福祉専門学校
⑧実習施設	① 実施しない 2 実施する（実習施設一覧表（別添 2-7）を参照。）
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2-3）を参照。
⑩使用テキスト	中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト又は、 中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト（全文ふりがな付き）（5,500 円税込）
⑪シラバス	シラバス（別添 2-2）を参照。
⑫受講資格	訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者。
⑬広告の方法	ホームページ、チラシ他
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： <a href="http://www.snr-traince.com">http://www.snr-traince.com</a>
⑮受講手続き及び本人 確認の方法（応募者 多数の場合の対応方 法を含む）	受講希望者へ介護職員初任者研修学則、重要事項説明書、誓約書、研修カリキュラム、申込書を送付する。（未成年者、保護者の承諾書） 申込は、受講者本人が郵送もしくは事業所窓口で申込み。 応募者多数の場合、先着順とする。開講実施人数が 10 名未満の場合は開講しない。 申込時に本人確認のできる証明書等で本人確認を行う。
⑯受講料及び受講料支 払方法	一般 53,100 円（テキスト代、消費税込） 高校生 38,100 円（テキスト代、消費税込） 受講料は申込書提出と同時に指定口座に振り込み、開講日にテキストを配布する。

<p>⑰解約条件及び返金の有無</p>	<p>やむを得ない事情により研修を受講できなくなった者へは、以下の通りとする。</p> <p>受講開始 1 週間以前 全額返金</p> <p>受講開始 6 日～3 日前 半額返金</p> <p>受講開始 2 日～当日 原則返金はいたしません。</p> <p>受講期間中のキャンセルについても返金はありません。</p> <p>なお、本講座開講実施人数 10 名未満の場合は開講しない、申込者へ全額返金する。</p>
<p>⑱受講者の個人情報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無（有・無）</p> <p>受講生の個人情報については、本研修に関する目的以外には使用いたしません。</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
<p>⑲研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修了年限：8 カ月</p> <p>修了評価方法：（別添 2－9）を参照。</p> <p>修了評価筆記試験不合格の取扱い：</p> <p>担当講師による補講の上、再試験を実施する。</p> <p>（補講費用：550 円、再評価費用：550 円）</p> <p>ただし、再評の試験の回数は最大 2 回までとする。したがって、最終試験の結果、不合格となったものは未修了扱いとなる。</p>

<p>20補講の方法及び取扱</p>	<p>補講の方法：欠席した項目の時間数が、別紙3で定める通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1200字以上のレポート提出をもって出席とみなす事ができる。</p> <p>◎レポート補講</p> <p>科目(2)から科目(9)の講義科目は「1200字」以上のレポート提出による補講を実施。ただし、科目(2)の③・(9)の⑥～⑭のレポート補講は実施しない。</p> <p>◎補講授業</p> <p>科目(1)(10)及び科目(2)の③・(9)の⑥～⑭は、個別対応による補講授業を実施。</p> <p>レポート補講科目</p> <table border="1" data-bbox="376 528 1370 920"> <tr><td>(2)介護における尊厳の保持・自立支援</td></tr> <tr><td>(3)介護の基本</td></tr> <tr><td>(4)介護・福祉サービスの理解と医療の連携</td></tr> <tr><td>(5)介護におけるコミュニケーション技術</td></tr> <tr><td>(6)老化の理解</td></tr> <tr><td>(7)認知症の理解</td></tr> <tr><td>(8)障がいの理解</td></tr> <tr><td>(9)こころとからだのしくみと生活支援技術</td></tr> </table> <p>※ 下記項目については、レポート補講不可のため、個別補講にて補講授業を実施する。</p> <p>(1)「職務の理解」</p> <p>(2)「介護における尊厳の保持・自立支援」のうち③「人権啓発に係る基礎知識」</p> <p>(9)「生活支援技術」のうち⑥「整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」・⑦「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」・⑧「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」・⑨「入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」・⑩「排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」・⑪「睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」・⑫「死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」・⑬「介護課程の基礎的理解」・⑭「総合生活支援技術演習」</p> <p>(10)「振り返り」</p> <p>補講に要する費用：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席等によるレポート提出補講　－　1項目につき 550円</li> <li>・欠席等による個別補講授業　－　1時間あたり 550円</li> </ul>	(2)介護における尊厳の保持・自立支援	(3)介護の基本	(4)介護・福祉サービスの理解と医療の連携	(5)介護におけるコミュニケーション技術	(6)老化の理解	(7)認知症の理解	(8)障がいの理解	(9)こころとからだのしくみと生活支援技術
(2)介護における尊厳の保持・自立支援									
(3)介護の基本									
(4)介護・福祉サービスの理解と医療の連携									
(5)介護におけるコミュニケーション技術									
(6)老化の理解									
(7)認知症の理解									
(8)障がいの理解									
(9)こころとからだのしくみと生活支援技術									
<p>21科目免除の取扱</p>	<p>特になし</p>								
<p>22受講中の事故等についての対応</p>	<p>講座主催者側の責任において対処する。但し、受講生の故意または重大な過失による事故については自己責任とする。</p>								
<p>23研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：鉄村 俊夫</p> <p>所属名：株式会社 シニアメディカルサービス</p> <p>役職： 代表取締役社長</p>								
<p>24課程編成責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：辰巳 久夫</p> <p>所属名：株式会社 シニアメディカルサービス</p> <p>役職： 管理部長</p>								
<p>25苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名：辰巳 久夫</p> <p>所属名：株式会社 シニアメディカルサービス</p> <p>役職： 管理部長</p>								

<p>26 研修事務担当者名、 所属名及び連絡先</p>	<p>氏名：森井 理恵子 所属名：株式会社 シニアメディカルサービス 連絡先：06-6354-7801</p>
<p>27 情報開示責任者名、 所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名：辰巳 久夫 所属名：株式会社 シニアメディカルサービス 役職： 管理部長 連絡先：06-6354-7801</p>
<p>28 修了証明書を亡失・ き損した場合の取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：330 円</p>
<p>29 その他必要な事項</p>	<p>遅刻の取り扱いについて、授業開始時、出欠確認で入室していない受講生は欠席とする。その際、補講・レポートの提出が必要となる。 なお、交通機関における延着等の場合はこの限りでない。但し証明書の提出が必要。 その他、他の受講生や本事業所また、建物内で著しい損害を与えると判断した場合や研修中に秩序を乱した者また、公序良俗に反する行為があった場合は退校処分となることがある。その場合、受講料の返金はない。</p>

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋</p> <p><b>【内容及び手続きの説明及び同意】</b></p> <p>事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
----------------------	---

<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165</p>
----------------------	--